

第54号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例設定  
について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年2月22日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年八王子市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア)</u> (略)</p> <p><u>(イ)</u> (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に<u>任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）</u>に引き続き採用されることに伴い、当該</p>	<p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ)</u> (略)</p> <p><u>(ウ)</u> (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に<u>特定職</u>に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される</p>

任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第19条第1項の条例で定める職員)

第7条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、**勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める**非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）とする。

日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第19条第1項の条例で定める職員)

第7条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、**次のいずれにも該当する**非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）とする。

- (1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員**
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員**

## 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。